

出産・子育て応援ギフト ともはぐペイ加盟店募集要項

この要綱は、香川県出産・子育て応援ギフト「ともはぐ」のウェブカタログギフトに掲載される商品『出産・子育て応援ギフト ともはぐペイ』の取り扱い加盟店募集に必要な事項を定めるものです。本サービスの実施にあたり、香川県内の店舗を対象に、出産・子育て応援ギフト ともはぐペイの取り扱いが可能な店舗(以下、加盟店)を募集します。

1. 出産・子育て応援ギフト ともはぐペイについて

- 1) サービス名称 出産・子育て応援ギフト ともはぐペイ
- 2) 保有最大額 出産応援ギフト、子育て応援ギフトそれぞれ1件につき最大 20,000 円
- 3) 利用期間 令和6年4月1日～
- 4) 利用単位 加盟店にて1円単位で利用可能
- 5) 対象者 出産・子育て応援ギフト受給者

2. 取り扱い対象にならないもの

- 1) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- 2) 公序良俗に反するもの
- 3) 各加盟店が指定するもの(利用者に明示すること)

3. 加盟店について

加盟店とは、出産・子育て応援ギフト ともはぐペイを利用できる店舗のことをいう。

加盟店登録は無料で、登録が完了すると、利用開始日以前に決済をするための「QR コード」や、ステッカー等の販促物が運営会社より送付される。決済・換金手数料については無料とする。売上については、毎月1日～月末分から振込手数料を差し引いた金額を、運営会社から加盟店へ翌月に27日に振込まれる。振込み日が土日祝の場合は、翌営業日に振込まれる。

決済方法については、次の手順となる。

- ①利用者が加盟店用QRを読み取る
- ②購入金額を入力
- ③加盟店が金額を確認
- ④金額に間違いがなければ、利用者が支払うボタンを押す
- ⑤支払完了画面を確認

4. 加盟店の要件

香川県内に店舗を有する個人または法人であり、原則として子育て関連の用品の取り扱いや、妊産婦への子育て支援サービス等の提供を前提とし、次の各号のいずれにも該当しない者が応募することができる。

- 1) 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する者
- 2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行なっている者

5. 取り扱い対象商品

加盟店は、主に以下の商品やサービスに対し『出産・子育て応援ギフト ともはぐペイ』の決済を提供するものとする。

カテゴリー	商品例
家事・育児サービス	家事支援・育児支援サービス、ベビーシッター、産後ケア 配食サービス 等
妊産婦用品	マタニティウェア、ナプキン、妊婦用下着、骨盤ベルト 産褥ショーツ、産後の補正下着、授乳用 下着、授乳パジャマ 等
乳幼児衣料品	肌着、ロンパース、靴下、アウター 等
育児消耗品	ミルク、おむつ、おしりふき、離乳食 等
家事・育児生活支援品	空気清浄機、ベビーモニター、ビデオカメラ 掃除ロボット、時短家電、生活雑貨 等
玩具等	知育玩具、乗用玩具、ブロック、絵本 等
育児日用品	ベビーカー、チャイルドシート、抱っこ紐、ベビーカーチェア、哺乳瓶、 ベビーベッド、布団、授乳クッション 等
多胎児用品	多胎児用ベビーカー、抱っこ紐 等
衛生資材	マスク、消毒用アルコール 等
その他	妊娠中及び子育てに関わるもの全般 (タクシー等の利用や産後ケア用品等を含む)

5. 加盟店の遵守事項

- 1) 販促物等を目立つ場所に表示すること。

6. 加盟店の取消等

この募集要項に違反する行為が認められた場合、加盟店の登録を取り消す場合がある。また、不正な行為により損害金が発生したときは、請求する場合がある。

なお、遵守事項における違反行為の有無について、聞き取り調査を行う場合がある。その場合、「出産・子育て応援ギフト ともはぐペイ」にかかわらず、売上に係る資料の提出などを求める場合がある

7. 加盟店の登録について

加盟店として新規に登録しようとする店舗は、次のウェブサイトを通じて「加盟店申込みフォーム」から必要事項を登録すること。

【加盟店申込みフォーム】 <https://www.mdw-kosodate-form.com/>

- 1) 申込開始日：令和6年1月15日～

※加盟店の登録には、運営会社の営業日で数日かかることがある。

- 2) 申込方法：上記ウェブサイトによる電子申請

- 3) その他：加盟店登録済店舗の中で、営業実態が確認できない(閉店や電話連絡等が取れない)場合は運営会社が加盟店から削除する。

8. お問い合わせ先

運営会社（サイテックアイ株式会社）

TEL：087-899-6512（平日 9:00～17:00※12/29～1/3 を除く）

Email：megurin@psytec.jp

令和6年1月9日制定